

## 令和元年広川町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和元年9月19日（9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	坂本幸枝
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	藤島達也
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	中島孝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	松本尚		

10. 議事日程

- 日程第1 認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第49号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 決議第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議について
- 日程第10 決定第2号 議員派遣の件
- 日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

#### 日程第1～第7 認定第1号～認定第7号

##### ○議長（野村泰也）

お諮りします。去る9月12日、一般会計等決算特別委員会に付託しておりました日程第1. 認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7. 認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1. 認定第1号から日程第7. 認定第7号までを一括議題といたします。

本案について一般会計等決算特別委員長の審査報告を求めます。一般会計等決算特別委員会委員長、光益良洋君。

##### ○一般会計等決算特別委員会委員長（光益良洋）

おはようございます。一般会計等決算特別委員会の審査結果について御報告申し上げます。

平成30年度各会計の決算認定案について、去る9月12日の本会議において付託されましたので、9月13日から18日まで関係職員の説明を求め、慎重に審査し、次のとおり決定いたしました。

認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で、認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定については全会一致で、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、認定するに当たり、特別委員会の意見を次のとおり報告いたします。

平成30年度決算に対する意見書といたしまして、町民の福祉の向上のため適正な予算執行に努力されていることが認められるが、今後も最少の経費で最大の効果が上がるよう、次の点について取り組みの検討、強化を図られたい。

全体的事項といたしまして、1つ目に、地方創生事業の進捗及び成果を検証し、町民にわかりやすく公表するとともに、検証結果を次期計画へ反映されたい。

2つ目、国・県補助制度の情報収集に努め、各種事業の実施に効率よく活用されたい。

3つ目、各種の協議会や団体へ交付する補助金、負担金を精査し、見直し及び改善結果を具体的に報告されたい。

4つ目、公共施設の維持管理の徹底と、個別施設の更新計画策定を検討されたい。

5つ目、町税等、町民負担の公平性を保つため、新たな滞納の抑制とともに、関係課連携による滞納徴収に努力されたい。

6つ目、小・中学校教育の向上のため、教育環境の充実に努められたい。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

1つ目、国民健康保険税の税率については、公平公正な負担となるよう見直しに当たられたい。

2つ目、引き続きジェネリック医薬品の使用啓発に努められたい。

次に、水道事業会計、下水道事業会計について申し上げます。

1つ、上下水道料金等の新たな滞納の発生を抑制するとともに、関係課連携のもと、滞納徴収に努力されたい。

2つ目、下水道事業計画区域の早期実現に向けて効率的な事業推進を図られたい。

以上が平成30年度決算に対する意見ですが、3日間にわたる審査の段階でも意見、要望を述べております。

これらの意見を十分に検討され、来年度の予算編成に反映されることを切望し、特別委員会の報告といたします。

**○議長（野村泰也）**

委員長の報告が終わりました。

これから各会計ごとに審議を行います。

認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第1号 平成30年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第2号 平成30年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

た。

次に、認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第3号 平成30年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第4号 平成30年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第5号 平成30年度広川町広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第6号 平成30年度広川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから認定第7号 平成30年度広川町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、先ほど委員長が報告しました委員会の意見を、私の名前をもって町長に対し提出したいと思いますので、御了承願います。

**日程第8 議案第49号**

**○議長（野村泰也）**

日程第8. 議案第49号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

皆さんおはようございます。全協でもお願いをいたしておりました議案第49号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたしたいと思います。

議案第49号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、8月28日を中心とした集中豪雨に伴い発生した災害に関する経費で、早急に対応が必要なものについて補正をお願いするものです。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に32,453千円を追加し、予算総額を7,843,117千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

18款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を32,453千円、財源調整として増額しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

3款1項. 社会福祉費は、罹災見舞金400千円を増額計上しております。

10款2項. 公共土木施設災害復旧費は、測量設計等委託料など32,053千円を増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

おはようございます。福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

歳出になります。

予算書の7ページをお願いします。

3款1項1目. 社会福祉総務費、説明欄にございますように、罹災見舞金事業費としまして、20節の扶助費400千円を増額につきましては、先ほど町長が申しましたように、8月に発生しました大雨による家屋被害に対する罹災見舞金の増額をお願いするものです。

現在、家屋の全壊3件、床上浸水25件を確認しておりますが、さらなる追加の被災家屋を見込んで増額をお願いするものですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書7ページをお願いします。

10款2項1目. 公共土木施設災害復旧費の32,053千円を増額補正につきましては、先月28日を中心に降り続きました豪雨災害の復旧工事に係る測量、設計、調査並びに伐採等の委託料でありまして、構造計算や安定計算等が必要になります町道4路線分をお願いしております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

1つは、見舞金についてですけれども、全壊家屋と床上浸水のところで見舞金が出るとい

うことですが、その内容、金額について伺いたいんですが、この金額が妥当なものかどうか、また、近隣の八女市などと比べた場合、広川町の見舞金がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、応急的な措置ということで予算が立ててあるんですが、その工事費とか念入りの調査がまだ終了していないと思うわけですが、そういうものが確定した場合、応急にまた補正を出されるということによろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

床上浸水に関して申し上げますと、近隣市町で確認しましたところ、床上浸水につきましては、八女市が30千円、久留米市が30千円、筑後市が20千円となっております。これを受けまして、広川町でも再度これについては今後協議をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

済みません、江藤議員の質問のうち、今後の復旧工事の関係ですね。今現在、まだ測量設計を続けております。今回の委託をお願いする分もその事業費の算出のための委託になります。

今後、災害復旧は公共災害の場合につきましては国の査定を受ける必要がありますので、それを受けた後、緊急に復旧のほうへ取りかかっていくこととなります。それで、予算の関係につきましては、次の補正予算で金額が確定し、次の議会に諮りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第49号 令和元年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 決議第1号

### ○議長（野村泰也）

日程第9. 決議第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。4番光益良洋君。

### ○4番（光益良洋）

決議第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議についての御説明をさせていただきます。

標記の議案を会議規則第13条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出をするものでございます。

賛同者として、原野利男議員、梅本哲議員の賛成をいただいております。

内容説明につきましては、皆様方に事前にお配りしております決議案を朗読させていただきますので、よろしくお願いいたします。

当地域の国道3号は、広川インターや八女インターを有する九州縦貫道と並行して南北方向の重交通を担う重要な幹線道路であります。また、地域経済や生活を下支えする基幹道路でもございます。

一方、広川インターを利用して、近接する国道3号に長距離物流を担う大型車をはじめとする通過交通が流入し、地域を発着する生活交通や産業交通と混在する形態となっております。

その結果、市街地が連担する広川町及び八女市中心部で激しい交通渋滞や多数の交通事故が大きな課題となっております。

さらに、豪雨、積雪等の災害時には九州縦貫自動車道が頻繁に通行どめになるため、国道3号は機能低下に陥り、迅速な防災活動を阻害しているところでもございます。

国道3号広川～八女間のバイパスの整備は、地域産業の生産性の向上や販路拡大、新たな企業立地促進等、当地域の雇用確保が期待されるところでございます。

また、山間部の交通アクセスが向上するため、通勤、買い物等、日常活動のみならず、地域医療、福祉活動も促進され、移住・定住の促進効果も期待されるものであります。

さらに、災害時においては、国道3号の代替機能が確保されるなど、信頼性が強化され、防災活動の迅速化や救急搬送の確実性が期待されます。

よって、当議会は地域の課題を解決し、市民の安心・安全な暮らしを確保するため、下記事項を強力に推進するものでございます。

1つ目、国道3号広川～八女バイパスの早期完成を実現すること。

1つ、国道3号の物流上の重要性を鑑み、重要物流道路の早期指定を図ること。

1つ、経済対策等に資する長期安定的な社会資本整備が推進できるよう、公共事業関係予算の総枠の拡大を図ること。

以上、決議案として提案、提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

### ○12番（江藤龍彦）

この説明に書いてある内容は大変よくわかります。道路の整備については本当に、今、町内でも大分道路の整備がされまして、例えて言えば、昔の日吉芥神線などは離合すらできないような道だったですよ。それが今当然のような広い道になりましたし、また、川瀬交差点の改良なども今では本当に当然のような、そこを通るときも考えるんですが、このバイパスについても、あったほうがそれはいいだろうというふうなことはと思いますが、1つは、私が疑問に思うのが、久留米立花線との関係ですね。どんな関係になるのかというのがちょっとよくわからないし、ルートもまだ全然確定していないとは思いますが。

この件については、当然、八女市側の取り組みも大事だと思いますけれども、今、八女市の取り組みがどうなっているのかということもお聞きしたいし、また、町長も強力で推し進めてあるわけですが、事業費とか完成までの期間、これも相当かかるんだろうというのは当然予想されます。その辺のところはどうなのかなということで私もちょっと心配するところがあります。

それから、もう一つ質問ですが、2番目のところで重要物流道路の早期指定というのがありますが、どういうことなのか、この言葉の意味ですね、お知らせ願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

江藤議員の質問に対しまして、前半のほうの質問関係ですけれども、今どういうふうな計画でもってというお話はあっておったんですけれども、そういったものを含めた中で今回決議を出すということで御理解いただければなというふうに思っております。

2番目の重要物流道路ということですが、この重要物流道路というのは国の政策の中で、今現在、広範囲で複雑なネットワーク環境に物流関係がなっております。そういった中で、先ほども申しましたように、もし災害等が発生した場合に渋滞が実際起こっております。私の経験で申し上げますと、つい先日の8月豪雨のとき、たまたま熊本のほうへ出張に行っておりまして、夜中からずっと自宅のほうから連絡があつて、大雨が降っておるからちょっと帰ってきてくれんかということで早朝から熊本を出て帰ってきておりましたけれども、ちょうど立花の道の駅から1時間半、それも裏通りを使って1時間半、家まで帰るのにかかりました。

その間にずっと3号線を見たんですけれども、大型車がやっぱり迂回できない状況が続いております。普通車、軽自動車はやはり側道、または里道、そういったところを御存じの方はそういった抜け道といいますかね、通っておられました。だけれども、大型車についてはもうとまった状態です。私も道の駅からあそこの缶詰工場があるところの信号まで約1時間かかりました。その間も物流がとまっておるといふ状況であったのは間違いございません。

そういったのを踏まえた中で、国の政策の中で物流拠点道路というものを指定する中で、災害時においてもそういった高速がとまったときにおいても、物流が確実に迅速に行くという形にはならないのかもしれませんが、そういった渋滞を起しにくいように、また、物流がとまらないようにやるというのが国の政策の中でございますので、そういったところが重要物流道路指定ということで国の政策として上げておられるのがこの2番目のものでございます。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ルートの件ですが、久留米立花線よりも東側ということになると思いますけど、そういうことでよろしいのか。

それから、八女市側の取り組みですね。答えは執行部がするわけにはいかんとですかね。

○議長（野村泰也）

許可いただければ許可します。（発言する者あり）できないそうです。

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

答えるという形じゃないかもしれませんが、現在、私が聞いておるところでは3案あるみたいです。これが決定かどうかというところまでの話は聞いておりません。とにかく3案出ているというところのお話までは聞いております。ですけれども、議会としてそういった計画が立ったという時点で早期の完成をお願いするものということで、計画道路の路線決定についてはこれからまた議論がされていくものというふうに理解をしております。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

私は国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議についての賛成の討論を行います。

ここに書いてある文章は全部なんですけど、それにつけ加えまして私が考えておることは、観光業の活性化は大いに期待できる。移住・定住の促進があるということは、将来、少子化対策にも期待ができるという面も多分にあると思いますので、私は賛成の討論を行います。

終わります。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから決議第1号 国道3号広川～八女バイパスの早期完成を求める決議についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 決定第2号

**○議長（野村泰也）**

日程第10. 決定第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

**日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の  
所管事務調査について**

**○議長（野村泰也）**

日程第11. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午前10時4分 閉会**

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長

5 番 議 員

11 番 議 員